（案）

阿武隈川上流緊急治水対策環境委員会　規約

（名　称）

第１条　　本委員会は、阿武隈川上流緊急治水対策環境委員会（以下、環境委員会という）と称する。

（目　的および設　置）

第２条　　環境委員会は、令和元年東日本台風による阿武隈川上流部の緊急治水対策を推進するにあたり、河道の土砂・岩掘削における環境配慮事項、土砂堆積、再樹林化の抑制、景観、生態系、河川利用等、多角的な視点から確認し、これらの事項を加味した治水対策や経年的に河川管理をマネージメントしていく仕組みづくりについて、提言を行うことを目的に、国土交通省東北地方整備局福島河川国道事務所が設置する。

（構　成）

第３条　　環境委員会の委員は福島河川国道事務所長が委嘱し、別紙のとおりとする。

２．委員の任期は２年とし、再任を妨げない。

３．事務所長は、委員に欠員等が生じた場合、必要に応じて委員の補充を行うことが出来る。

４．委員長は、必要に応じて臨時に委員以外の学識経験を有する者を招聘することが出来る。

（委員会の成立）

第４条　　環境委員会は、委員総数の２分の１以上の出席をもって成立する。

（情報公開）

第５条　　環境委員会は原則公開とし、委員会資料及び議事要旨については公表する。但し、特定の個人・団体の利害に関すること、重要種の位置情報など、公開することが不適切な場合は、非公開とすることが出来る。

（会議）

第６条　　環境委員会には、委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

２．委員長は、議事を進行する。

３．委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名するものが、その職務を代行する。

４．委員会の招集・開催は事務所長が行う。

（案）

（事務局）

第７条　　環境委員会の事務局は、福島河川国道事務所流域治水課におく。

２．必要に応じて、臨時に事務局以外の関係機関等を加える場合は、委員の了解を得たうえで、加えることができる。

（規約の改正）

第８条　　本規約の改正は、環境委員会の委員総数の過半数の同意をもってこれを行う。

（雑　則）

第９条　　この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

（付　則）

この規約は令和3年3月1日から施行する。

令和7年3月　日改定